



広報

まつの

平成30年

6月号

June

河後森城跡
新城地区のオンツツジ

4
6~15

春の全国交通安全運動

手を挙げて 車にアピール 「渡ります！」

4月6日～15日までの10日間、春の全国交通安全運動が行われ、町内でもさまざまな啓発活動が実施されました。

6日(金)は、「交通安全パレード」と「人の輪作戦」が行われ、鬼北交通安全協会の町内各支部（松丸、目黒、吉野生）役員、交通指導員をはじめ、宇和島警察署や老人クラブ連合会からも協力いただき、交通事故防止とシートベルトの着用を広く呼びかけました。

10日(火)は虹の森公園で、鬼北交通安全協会の町内各支部役員と町内駐在所員による啓発チラシの配布が行われました。

11日(水)は松丸保育園児が役場前で、12日(木)は吉野生保育園児が伊井公園前で、手作りのマスコットをドライバーに手渡し、安全運転を呼びかけました。

また、期間中には、町内各所で新入学・新学年を迎えた子どもたちを対象とした「街頭指導」が行われ、交通安全協会の町内各支部役員、交通指導員をはじめPTA・学校関係者など、地域の皆さんの協力により、子どもたちの安全な通学と通勤者等への交通安全の啓発が図られました。



▲チラシ配布の様子



▲マスコット配布の様子

4
26

平成30年度滑床山開き

4月26日(木)、滑床溪谷にある森の国発祥の碑の前で「滑床山開き」の神事・式典が執り行われました。

当日は、美しい新緑の木々を照らす好天気恵まれ、環境省、愛媛県、愛媛森林管理署、宇和島市、(株)まちづくり松野、滑床を愛する会、NPO法人森の国ネット、森の国グリーンツーリズムクラブ、(株)フォレストキャニオン、(株)グッドリバー、森の国緑の少年団（西小学校四年生、東小学校三・四年生）、町関係者ら約90人が出席し、本格的なアウトドアシーズンを前に来訪者の安全と観光振興を祈願しました。

神事では、溪谷内で体験活動を行う団体がお祓いを受け、関係者らが玉串を捧げたほか、森の国緑の少年団によるアマゴの稚魚の放流が行われました。その後、人気のリバースポーツ「キャニオニング」の飛び込みが披露されました。

式典終了後は、四万十川森林ふれあい推進センター、愛媛森林管理署の職員を講師に、森の国緑の少年団を対象とした森林教室が開催され、自然で遊ぶ楽しさと大切さを学びました。



▲お祓いの様子



▲アマゴの稚魚放流の様子

5
13

消防団春期訓練会

5月13日(日)、消防団春期訓練会が実施され、渡邊団長以下101名の団員が出動しました。

今回の訓練は、森の国ドームで礼式訓練が行われ、鬼北消防署による指導のもと、停止間や人員姿勢服装点検、部隊隊列における号令に対する正しい動作を確認しました。

また、新たに4月から入団した団員に対しては、「敬礼や休め」など基本の動作の指導が行われ、慣れない動作に戸惑いもありましたが、規律正しい礼式を身につけ、消防団員としての一步を踏み出しました。



森の国歴史発見！文化財通信

史跡見学会「河後森城の植生・景観調査」を開催しました！

4月22日(日)、史跡見学会「河後森城の植生・景観調査」が開催されました。

この会は、史跡河後森城跡のよりよい整備と活用をめざして、城内の植生や城内外の景観について専門家を交えながら協議するというもので、参加者と一緒に整備について考える公開型の調査です。

また、新城地区に自生するオンツツジの開花状況も観察しました。見学会当日は満開で、参加者はオンツツジの前で記念撮影を行い満開の花を楽しんでいました。



▲現地協議の様子

防災安全コーナー

住宅用火災報知器(電池式)は交換が必要です!

消防法の改正により、平成23年6月までにすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化され、また、新築住宅では平成18年6月1日から設置が義務化され10年が経過しています。

平成22年3月に町から住宅用火災警報器を配付しましたが、町から配付した住宅用火災警報器は、リチウム電池式で寿命が10年、使用環境によっては10年以内に電池や感度が劣化し警報が出る 場合があり、その場合、本体ごと交換する必要があります。



電池劣化の場合

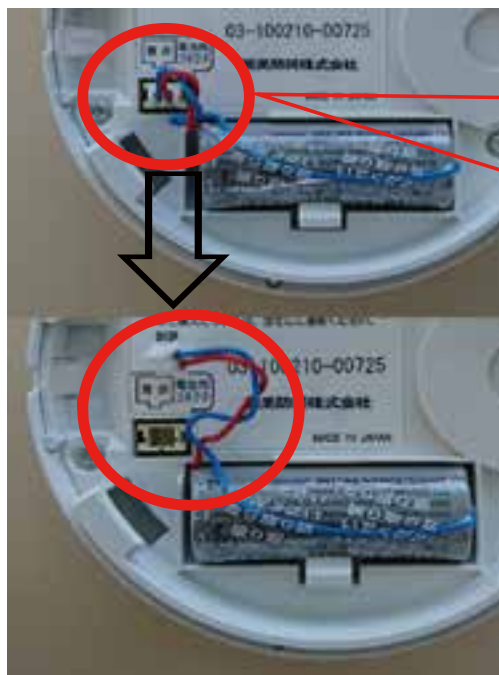
「赤い光」が点滅し、「ピピ、ピ、電池切れです。」

感度劣化の場合

「赤い光」が点滅し、「ピピ、ピピピ、異常です。」

※ かなり大きな警報音が鳴りますが、慌てずに対応してください。

左へ回して、取り外してください。



本体裏の
コネクタを
外して
(引き抜いて)
ください。

※ 住宅用火災警報器は、町内の電器店やホームセンターなどでも購入できます。

第1回 不器男の庭

「不器男の生家」

地域おこし協力隊 川嶋健佑

4月より地域おこし協力隊として活動している川嶋健佑です。このコーナーでこれから不器男さんについて紹介していきますので、松野町が生んだ俳人により一層親しみをもっていただけたらと思います。

さて、不器男さんは明治36年4月19日に生まれました。不器男という変わった名前前は論語の「子曰、君子器不(子曰く、君子器ならず)」が由来で、これは「ひとつのことしかできないのではダメですよ」といった意味です。その名のとおり不器男さんはテニスや将棋が強く、勉強もたいへん優秀でした。

不器男記念館は芝不器男さんが生まれ育った家でした。芝不器男さんがいた当時は2階で養蚕を行い、現在剪定されているきれいな裏庭は桑畑でした。

不器男記念館の正面玄関から土間をまっすぐ抜けて裏庭に出るとすぐそこに藤棚があり、白藤の葉がすやすやと揺れています。

そして藤棚の奥には、大きく立派な榎の木が見えるのですが、この榎は不器男さんの日記に「母屋の西側には、坊主になった大榎が青い空に無数の小枝を交差させている」と書かれています。ことから大正時代から立派な木だったことが分かります。記念館の裏庭から空を見上げれば不器男さんが見た大きな榎がそびえています。



まちの投句箱

暮句会 四月例会句会 於 町民センター

帰りまた春泥を踏み回覧板 伊井 はじめ
春風のような少女が一輪車 伊藤 富子
術もなき看取りの日々や桜散る 岡本 京子
ぜんまいやのの字のの字の雨傘 金谷 重子
切株に掛けて眼下の春惜しむ 金谷 文恵
山取りの春蘭庭に咲かせけり 谷 きよし
大屋根に傾ぐ大樹の木の芽かな 布 康江
春光断れず眠い目を覚ます ぱん だ
春田打つ吾影をみて刻を知る ひの たいら

俳句ポスト投句作品優秀句 四月投句分

《虹の森公園》
満開の桜の中の孤独かな

宇和島市 城

ホットケーキ子の発案で桜入れ

松野町 満 雪

臍ちよつと出しておきたい初夏の海

松野町 川嶋 健佑

ご寄付お礼(敬称略)

☆社会福祉協議会へ

岡本 早苗 松野町
竹内 明久 松山市
安西 仁志 東温市
二宮 孝行 松野町
ありがとうございます。

お誕生おめでとつぎいします

(敬称略)

(住所) (保護者) (出生児) (性別)
松丸 山下 貴大 湊大 男
健やかな成長をお祈りいたします。

お悔み(敬称略)

(住所) (死亡者) (享年)
延野々 岡本 清裕 87歳
延野々 岡村 弘 91歳
豊後 関本テル子 83歳
豊後 成田 廣 92歳
豊前 芝中 満 92歳
吉野 安西 澄子 87歳
蔵生 金谷嘉壽子 80歳
奥野川 岡本 吉國 80歳
ご冥福をお祈りいたします。

町の人口

平成30年4月30日現在
※外国人を含みます。

世帯数 2,047世帯(前月比 +4世帯)

総人口 4,026人(前月比 -11人)
男1,903人 女2,123人

【4月中の異動】

○出生 1人 ○死亡 11人
○転入 32人 ○転出 33人

農業委員会だより (6月号)

農地の所有権の取得について

農地を耕作目的で取得する場合には、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を得なければなりません。これは農地法の趣旨に則って、投機目的等の農地の権利移動を規制し、農地の保全と農地利用の効率化によって農業振興を図るためです。そのため、許可を得ていない売買は効力が生じないとされており、対価を支払ったとしても、所有権の移転が出来ない場合もあり、契約を締結する際には注意が必要です。

許可を得るためには、農地法第3条第2項に定められた7つの不許可要件全てに該当しないことが必要であり、世帯員等に農業に常時従事する人がいない場合や農地の取得後において耕作権を有する全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合等は許可を得ることが出来ません。

また、ある程度の経営面積がないと生産性の確保が難しく、安定した農業経営が継続しにくいことが想定されるため、農地の所有権等を取得した後の経営面積が、下限面積を超えない場合は許可を得ることが出来ません。現在の本町ではその下限面積を町内全域30アールに設定しています。

詳細については農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

女性農業委員伝言板 No.11

本町ではトマトを栽培されている農家さんがたくさんいらっしゃいます。ハウス栽培により一年中トマトを食べることが出来ますが、一年で最もおいしくなると言われているのは春夏の時期で、ちょうど今が旬の野菜です。

そこで今回は、トマトを使った調味料「トマトみそ」の作り方をご紹介します。ぴりっとした辛味が料理の味を引き立て、生野菜につけて楽しむのはもちろん、炒め物や和え物など様々なおかずに使えます。また、トマトにはうまみがたっぷり含まれているので、使う調味料の量が自然と減り、減塩にもつながります。ぜひお試しください。普段の料理をひと味変えてみてください。



| 材 料 | |
|-----------|-------|
| ◇ミニトマト | 200g |
| ◇しょうが | 30g |
| ◇米油(サラダ油) | 大さじ1杯 |
| ◇みりん | 大さじ1杯 |
| ◇みそ | 200g |

《「トマトみそ」の作り方》

- ①ミニトマトのへたを取り、4等分する。しょうがはみじん切りにする。
 - ②フライパンに油を熱し、①を入れて炒める。しょうがの香りが出たら、みりんを加える。
 - ③水分がなくなってきたら、味噌を加えて炒め合わせる。あら熱を取って完成。
- ※煮沸消毒した容器に入れて、冷蔵庫で2週間、冷凍庫で1ヶ月間保存できます。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局
☎42・11114

各種無料相談所の開設について

- 1 行政相談
 - 【日時】 6月11日(月)10時～12時
 - 【場所】 町民センター 婦人室
 - 【内容】 行政に関する苦情や要望
- 2 心配ごと法律相談
 - 【日時】 6月11日(月)10時～12時
 - 【場所】 町民センター 老人室
 - 【内容】 心配ごと相談
- 3 人権相談
 - 【日時】 6月1日(金)10時～12時
 - 【場所】 町民センター 老人室
 - 【内容】 人権相談

介護情報アプリ「愛顔ケアねっと」をリニューアル!

介護に関する様々な情報を提供するアプリ「愛顔ケアネット」がリニューアル。今回のリニューアルでは、介護事業者・介護従事者様向けの専用コンテンツを設けました。制度や届出などに関する情報や、研修情報などスキルアップを応援する情報などに加え、動画解説、介護従事者向けのレシピ集など充実した内容を掲載しています。介護サービスを担う方々もぜひご活用ください。

【HP】 えひめ介護情報サイト「愛顔ケアねっと」
<http://egaacare.net/>

(こちらのURLからダウンロードできます。)

【問い合わせ先】 県長寿介護課 ☎089・912・2430

みきゃん公式テーマソング・ダンス完成!

愛媛県イメージアップキャラクターみきゃんの公式テーマソング・ダンス「みきゃんと愛媛のいーよかん」が完成しました。愛媛の魅力たっぷりの曲となっており、みきゃんの可愛いダンスは必見です! 子どもからお年寄りまで全世代が楽しく体を動かせるダンスとなっています。県のホームページから視聴・ダウンロードできます。ぜひご覧ください。

【HP】みきゃんのかんづめ

<https://www.pref.ehime.jp/h12200/mican-kanzume/index.html>

【問い合わせ先】

県広報広聴課 ☎089・912・2241

後期高齢者歯科口腔健康診査について

県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健診を実施します。

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。

この機会にぜひ歯科口腔健診を受診しましょう。

【対象】

県後期高齢者医療の被保険者の方(被保険者とは、75歳以上又は65歳から74歳で一定の障がいがあり、県後期高齢者医療広域連合に認められた方です。)

※ ただし、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等へ入所・入居している方は対象外となります。

【健診項目】

① 問診

② 歯の状態(現在ある歯、入れ歯咬み合わせや咬む力の確認)

③ 口腔機能評価(口の中の健康診査)

・舌の状態

・嚥下の状態(飲み込む力の確認)

・口腔の状態(清掃状況やお口の乾燥状態等の確認)

・歯肉の状況

④ 保健指導

【受診期間】

平成30年6月1日(金)～平成31年2月28日(木)

【受診方法】

① 県後期高齢者医療広域連合に電話等で直接お申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、実施歯科医院一覧表をセットにして郵送します。

※ 県後期高齢者医療から受診をお勧めする方には、クーポン券等を送付しています。

② クーポン券等が届いたら、事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

【その他注意事項】

受診場所については、クーポン券と一緒に実施歯科医院一覧表を同封しますので、ご参照ください。

また、県後期高齢者医療広域連合のホームページにも掲載しています。

無料で受診できるのは、期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業係 ☎089・911・7739

FAX 089・911・7735

info@ehime-kouki.jp

第23回男女共同参画社会づくり推進県民大会

次の日程で、第23回男女共同参画社会づくり推進県民大会を開催します。お気軽にご参加ください。

【日時】 6月20日(水)13時30分～15時30分

【場所】 ひめぎんホール サブホール

【基調講演】 大森 美香(「あさが来た」脚本家)

【基調講演テーマ】

一人ひとりが輝く「あさ」を迎えるために

【対談テーマ】 ひめボスグランプリ受賞例から学ぶ

【参加料】 無料

【申込方法】 電話、はがき、FAX又はメール

【問い合わせ先】 県男女参画・県民協働課 男女参画グループ

☎089・912・2332

FAX 089・912・2444

danikyodo@pref.ehime.lg.jp



平成31年度南予水道企業団職員採用候補者試験

詳細は企業団ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【募集内容】

正規職員 上級・中級

水質検査技師 1名

※ 南予地方水道水質検査協議会に勤務

【採用予定】 平成31年4月1日

【受付期間】 6月1日(金)～6月29日(金)

※ 執務時間中必着

【試験日程】 第一次試験 7月29日(日)

【受験資格】

大学、高専又は短大卒(見込含)採用時点で31歳未満

・上級 化学系専攻の4大卒以上又は高度専門士

・中級 化学分析に係る専門士又は高専又は短大卒業の人

【問い合わせ先】 南予水道企業団 ☎25・3222

「出張子育て支援で楽しく過ごそう」参加募集

【日時】 7月21日(土) 13時30分～14時45分
 【場所】 近永乳児院
 【対象者】 0～2歳児とその保護者
 【募集人数】 10組程度
 【講師】 宇和島市NPO団体法人おかささんといっしょ

代表 泉 恵

【内容】 手形アート、寝相アート、おもちゃコーナーなど
 【締切】 6月15日(金)
 【申込・問い合わせ先】 近永乳児院 ☎45・0054

難病医療相談のご案内

難病の患者に対する医療費等に関する法律が施行され、平成30年4月から対象疾患が331疾病に拡大されました。

宇和島保健所では、難病の方の療養生活等に関する相談を行っています。お気軽にご相談ください。

【日時】 毎月第3火曜日
 13時30分～16時（1人1時間程度）
 【場所】 宇和島保健所 2階カウンセリング室
 宇和島市天神町7-1
 【担当者】 保健師（必要に応じ保健所医師・栄養士・歯科衛生士等が対応します。）
 【方法】 来所による面接（予約制）※事前にお電話ください。
 【申込・問い合わせ先】 宇和島保健所 健康増進課 難病・母子保健係
 ☎22・5211（内線260）

労働保険の年度更新について

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新が始まります。

手続期間は、6月1日(金)から7月10日(火)までです。電子申請なら24時間申告・納付が可能ですので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】 愛媛労働局労働保険徴収室
 ☎089・935・5202

海運・船・船員について知ろう!

愛媛内航海運組合連合会では、海運や船、その中で働く船員について学べるイベントを次のとおり開催します。

【日時】 7月7日(土) 13時～15時30分
 【場所】 宇和島総合福祉センター 4階ホール
 【内容】 県内の貨物船・タンカー・RORO船・旅客船・活魚運搬船の16事業者と、宇和島水産高校の練習船の各所有船の役割や船員について

【参加費】 無料
 【申込】 不要

※ 団体で参加希望の場合のみ事前連絡が必要です。

【主催】 愛媛内航海運組合連合会（愛媛地方内航船員対策連絡協議会）

【共催】 県立宇和島水産高等学校

【協賛】 南予海事協会

【後援】 四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務局

【問い合わせ先】 愛媛内航海運組合連合会事務局
 ☎089・943・6630

〒790-0001 松山市湊町6丁目6番地2 松山電気ビル7階

第39回 青少年国際交流キャンプ 参加者募集

富士山麓の自然豊かなキャンプ場で、全国から集まる青少年（日本人・外国人）が、キャンプ生活や富士登山などの野外活動をしながら友情を深め、様々な体験を通して、仲間づくりやチャレンジの大切さや友だちと協力し助け合う楽しさを学ぶことを目的に、第39回青少年国際交流キャンプの参加者を募集しています。

【日時】 7月31日(火)～8月4日(土) 4泊5日

【場所】 静岡県朝霧野外活動センター

【定員】 日本人80名、外国人20名

【対象】 小学3年生～中学3年生

【内容】 富士登山、テント生活体験、野外炊飯体験、キャンプファイヤー、ワイドゲームなど

【締切】 7月5日(木)

【資料請求・問い合わせ先】

（公財）国際青少年研修協会
 ☎03・6417・9721 ✉info@skk.or.jp
 〒141-0031 東京都品川区西五反田7-15-4
 第三花田ビル4階
 【HP】 <http://skk.or.jp>



不正改造は犯罪です！

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているだけでなく、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

次のような不正改造が施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっています。

- ① クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯などの取付け
- ② 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け
- ③ タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し
- ④ 基準外ウイングの取付け
- ⑤ マフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着等

これらの不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律で禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となります。

国土交通省では、これらの不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取り組みを行っています。この機会に不正改造の防止についての理解を深め、その排除にご協力ください。

不正改造車を見かけたら、問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

四国運輸局 愛媛運輸支局 検査・整備・保安部門
☎089・956・1561

第31回愛媛県消防操法地区大会

消防操法技術の向上、消防団員の士気及び消防精神の高揚を図り、住民生活の安全に資することを目的に第31回愛媛県消防操法地区大会が開催されます。本町からは、ポンプ車の部に第1分団第1部（松丸）と小型ポンプの部に第3分団第2部（蔵生）が出場します。訓練の成果をぜひご覧ください。

【日 時】 6月3日(日)9時から

（雨天決行、荒天時等予備日6月10日(日)）

【場 所】 三間町運動公園グラウンド
（宇和島市三間町黒井地）

【参加チーム数】 ポンプ車の部 4チーム

小型ポンプの部 5チーム

【問い合わせ先】

宇和島地区消防団連合会事務局
消防本部総務課 ☎22・7539



HIV検査普及週間のお知らせ

県では、広くHIV相談・検査体制の浸透・普及を図るため、6月1日～6月7日を「愛媛県HIV検査普及週間」と定めています。

宇和島保健所では次のとおり夜間HIV相談・検査を実施します。

相談・検査は無料・匿名で受けられ、陰性の場合は、当日30分程度で結果をお知らせします。

詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

夜間HIV相談・検査の日程

【日 時】 6月5日(火)17:30～19:30（予約不要）

※ 通常のエイズ相談・検査は毎週火曜日（受付10:00～11:00）に宇和島保健所で実施しています。

【場 所】 南予地方局1階（宇和島保健所）

【問い合わせ先】 宇和島保健所健康増進課 感染症対策係 ☎22-5211（内線257）

年金記録の「よくある相談事例」

第4回

厚生年金記録

Q. 平成15年3月以前の賞与の記録がないのはなぜですか？

A. 平成15年3月以前の賞与は、年金額計算に含まれないからです。

平成7年4月～平成15年3月までは、年金給付には反映されない「特別保険料」として、賞与から保険料が控除されていました。

年金加入記録では、年金額計算の基礎となる記録をお知らせしています。平成15年4月以降は、総報酬制の導入により、賞与も「標準賞与額」として記載しています。

Q. 私の年金記録では脱退手当金を受けたことになっていますが、退職時に一時金を受け取った覚えはありません。この年金記録を確認するにはどうすればよいですか？

A. 年金事務所に記録の再調査・確認をお申し出ください。

厚生年金加入記録に脱退手当金を受け取った記録のある方で、働いていた当時の記録の確認結果に疑問がある場合には、お近くの年金事務所にご相談ください。年金事務所を通して厚生労働省に年金記録の訂正請求をすることができます。

Q. 年金手帳が複数ありますが、わたしの年金記録は大丈夫でしょうか？

A. 現在は一つの基礎年金番号で記録を管理しています。

平成9年から、厚生年金保険や国民年金等の記録は一つの基礎年金番号で管理しています。

年金手帳を複数お持ちの場合は、年金の請求手続きをする際に記録がもれる可能性がありますので、必要な手続きについて年金事務所にご相談ください。

年金相談の予約について

- ・予約相談の実施時間帯は、8時30分～16時（月～金曜日）です。
- ・予約相談希望日の1か月前～前日まで受付しています。

【問い合わせ先】 宇和島年金事務所 ☎22-5569

子宮頸がん個別検診について（お知らせ）

子宮頸がん検診が、検診料一部補助にて医療機関で個別に受診できます。
個別検診を希望される方は、町が発行する依頼書が必要となりますので保健福祉課（保健センター）☎42-0708までご連絡ください。

| | |
|----------|--|
| 実施期間 | 平成30年6月1日から平成31年3月31日まで |
| 対象者 | 松野町に住所を有する20歳以上の女性（平成31年3月31日時点） |
| 検診委託医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> 市立宇和島病院 (☎25-1111) 長野産婦人科 (☎24-1103) 萩山医院寿レディースクリニック (☎24-6200) 山内産婦人科 (☎24-0321) |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 医療機関での子宮頸がん個別検診は、1,500円の自己負担となります。 町で実施する検診は、集団検診か個別検診いずれかで、1人につき年1回受診できます。 町が実施する集団検診については、無料で受診できます。 |

なお、子宮頸がんの集団検診を希望される方は、下記の日程で実施します。

| 月 日 | 場 所 | 受付時間 |
|-----------|--------|-------------|
| 10月10日(水) | 保健センター | 13:30～14:30 |

【問い合わせ・連絡先】 保健福祉課 保健師まで ☎42-0708

愛媛県男女共同参画センターからのお知らせ

地域住民一人ひとりが、気負わず自分スタイルで参画できる地域づくりを目指して、7月に町民センターで「地域エンパワーメントカレッジ（松野会場）」を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【カリキュラム】

| 実施日時 | テーマ | 内 容 | 講 師 |
|-------------------------|---|--|--|
| 7月4日(水) 13:30～15:30 | みんなで考えよう地域力 ～男女共同参画でみえてくるもの～ | 地域活性化のためには、一人ひとりが力を合わせ、地域力を高めていくことが必要です。男女共同参画の視点でこれからの地域を考えましょう。 | 愛媛県男女共同参画センター 館長 竹本 道代 |
| 7月11日(水) 13:30～15:30 | 私の元気は‘笑い’から ～落語と簡単笑いヨガ～ | 落語と笑いヨガを通して、笑うことの大切さと心の健康について考えます。 | 芸乃一門 芸 乃 樽 斗 |
| 7月18日(水) 13:30～15:30 | 媛の国から始まる、自分らしさを活かせる社会づくり ～愛媛県と松野町の取組み～ | 愛媛県の男女共同参画施策や松野町が行う様々な地域づくり政策等を聞き、自分らしさを地域にどう活かしていくかを考えます。 | 愛媛県男女参画・県民協働課 男女参画グループ職員 ふるさと創生課 |
| | 地元を愛し、育む生き方 ～参画から始まる地域づくり～ | 夫の定年を機に帰郷して始めた桃づくりが、今では多くの人との出会いや地域の活性化につながっている講師の話聞きながら、元気な地域づくりについて考えてみませんか。 | 桃農家 松野町生活研究協議会 会長 矢野 千津 |

【実施会場】 町民センター・2階 大会議室（北宇和郡松野町大字松丸343番地）

【受講料】 無料

【託児制度】 あり（無料）

【対象・定員】 県内在住の18歳以上の方（性別不問）／20～30名程度

【募集期間】 6月1日(金)～6月29日(金)

【申込・問い合わせ先】

愛媛県男女共同参画センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

☎089-926-1633 FAX089-926-1661

65歳以上の皆さんへ 平成30年度からの「新しい介護保険料」が決まりました。

65歳以上の方の保険料は、本町で必要な介護サービス費用が賄えるように算出した「基準額」をもとに、所得に応じて9段階に分けた保険料になります。

本町の基準額（第5段階）は、年額81,200円（月額6,767円）です。

| 段 階 | 基 準 | 負 担 率 | 保険料 上段：年額 下段：月額 |
|------|---|----------------|-------------------------|
| 第1段階 | 生活保護を受けている人、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人 | ※1 基準額×0.45 | ※1 36,500円 3,042円 |
| 第2段階 | 世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超 120万円以下 | 基準額×0.75 | 60,900円 5,075円 |
| 第3段階 | 世帯全員住民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超 | 基準額×0.75 | 60,900円 5,075円 |
| 第4段階 | 同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税 かつ年金収入等が80万円以下 | 基準額×0.90 | 73,000円 6,084円 |
| 第5段階 | 同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税 かつ年金収入等が80万円超 | 基準額 | 81,200円 6,767円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、本人の基準所得額が120万円未満 | 基準額×1.20 | 97,400円 8,117円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、本人の基準所得額が120万円以上 190万円未満 | 基準額×1.30 | 105,500円 8,792円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、本人の基準所得額が190万円以上 290万円未満 | 基準額×1.50 | 121,700円 10,142円 |
| 第9段階 | 本人が住民税課税で、本人の基準所得額が290万円以上 | 基準額×1.70 | 137,900円 11,492円 |

※1 特例により通年の率（基準額×0.5）から0.05の軽減があり、軽減後の金額を記載しています。

○介護保険料を確認しましょう

前年の所得や課税状況により、保険料額が変わる場合もあります。
所得段階と保険料額をきちんと確認しておきましょう。



○保険料の納め方（受給している年金の種類や額により異なります。）

■特別徴収 各種年金の年額が18万円（月額1万5千円）以上の方が対象で、年金の定期支払時に、2か月分の介護保険料があらかじめ差し引かれて納付されます。

■普通徴収 各種年金の年額が18万円（月額1万5千円）未満の方や、老齢福祉年金等を受給している方が対象で、年9回の納期ごとに、送られる納付書に従って指定の金融機関などで納めるか、口座振替で納付されます。

○保険料を納めないでいると（滞納期間に応じて介護保険の給付が制限されます。）

■1年以上滞納した場合

本来はサービス費用の1割負担となるところ、一時的に全額(10割)を事業者に支払うことになります。その後、町に申請することで費用の9割が払い戻されます。

■1年6ヶ月以上滞納した場合

保険給付の一部又は全部の一時差し止めが行われたり、滞納している保険料の額を、給付される金額から差し引かれる場合があります。

■2年以上滞納した場合

65歳からの保険料で2年以上滞納が続くと、その期間に応じた一定期間、保険から給付される金額が、サービス費用の9割から6割又は7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

【問い合わせ先】

- 介護保険全般に関すること 保健福祉課 ☎42-0708
- 保険料に関すること 町民課 ☎42-1112

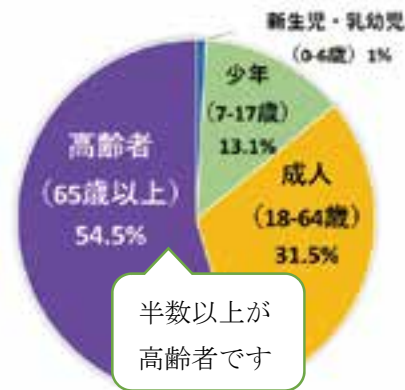
医療・保健福祉情報コーナー

○今日からできる！熱中症予防

熱中症とは、体温調節のバランスが崩れ、熱が体にこもってしまうことによって起こります。平成29年5月から9月に、熱中症で救急搬送された人は、全国で5万2984人、愛媛県では868人でした。

愛媛県で熱中症により搬送された人は高齢者が一番多く、65歳以上の方は特に注意が必要です。また、熱中症の4割は室内で発生しており、屋外だけでなく屋内でも熱中症に気がつけることが大切です。

(消防庁 平成29年の熱中症による救急搬送状況の概要 参考)



熱中症による救急搬送人員割合 (年齢区分別・平成29年)

熱中症の予防方法について

- こまめな水分補給
- エアコンや扇風機の活用
- シャワーや濡らしたタオルで体を冷やす
- 温度計や湿度計の使用
- 暑いときは無理をしない
- 部屋の風通しをよくする
- 涼しい服装をし、日傘や帽子を使う
- 涼しい場所や施設を利用する

熱中症を発症した場合には、段階に応じた対応をしましょう。



○かかりつけ医をもちましょう

「かかりつけ医」とは、日常的な診療や健康管理などについて気軽に相談できる身近な医師のことです。精密検査や高度な治療が必要な場合は、適切な病院や専門医を紹介してもらえます。

○できるだけ通常の診療時間内に受診しましょう

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 7時～11時30分 12時～17時 診療時間 9時～12時 14時～17時15分

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。(開業医、休日当番医をご確認ください)

○健康診断、予防接種等に関する予約等については診療時間内にお問い合わせください。

～目黒(第1木曜日)・吉野(第2木曜日)・谷口(第3木曜日)診療所の外来診療時間～

受付時間 13時～16時 診療時間 13時30分～16時30分 ※都合により変更する場合があります。

看護師随時募集中！ 【問い合わせ先】 中央診療所 ☎42-0707



6月の森の国行事予定表

発行／松野町役場

編集／総務課

〒708-0102 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>
E-mail: im-sounnu@town.matsuno.ehime.jp

| 日 | 曜日 | 予 定 |
|----|----|--|
| 1 | 金 | 健康診査・がん検診／コミュニティセンター 人権相談日／町民センター（10：00～12：00） |
| 2 | 土 | 蛍の畦道ライトアップ／旧南小学校周辺 |
| 3 | 日 | 当 河野整形外科クリニック ☎22-1822 当 清家消化器内科クリニック ☎22-2266 当 上田小児科・外科 ☎25-0100 当 橋本内科クリニック ☎52-0808 |
| 4 | 月 | 乳がんマンモグラフィ検診／吉野生交流促進センター |
| 5 | 火 | |
| 6 | 水 | 粗大ごみ収集／目黒基幹集落センター（9：30～11：00） |
| 7 | 木 | 乳がんマンモグラフィ検診／保健センター |
| 8 | 金 | |
| 9 | 土 | 俳句のワークショップ／町民センター（14：00～16：00） |
| 10 | 日 | 田休みの日 当 加藤整形外科 ☎22-7111 当 山下クリニック ☎22-5030 当 山下小児科 ☎23-0055 当 溜尾整形外科 ☎52-3133 |
| 11 | 月 | 行政相談日／町民センター（10：00～12：00） 心配ごと法律相談日／町民センター（10：00～12：00） |
| 12 | 火 | 司法書士無料相談会／町民センター（要予約） 健康診査・がん検診／森の国ふれあいセンター |
| 13 | 水 | 粗大ごみ収集／上家地集会所（9：30～11：00） |
| 14 | 木 | |
| 15 | 金 | |
| 16 | 土 | |
| 17 | 日 | 粗大ごみ収集／松野町役場（9：30～12：00） 当 小川クリニック ☎23-3599 当 清水内科・循環器内科 ☎22-1492 当 こばやし小児科 ☎23-1150 当 口羽外科胃腸科医院 ☎32-5000 |
| 18 | 月 | |
| 19 | 火 | |
| 20 | 水 | 粗大ごみ収集／富岡集会所（9：30～11：00） |
| 21 | 木 | |
| 22 | 金 | |
| 23 | 土 | |
| 24 | 日 | 当 二宮整形外科 ☎25-8600 当 山本内科医院 ☎22-5100 当 こおり小児科 ☎24-5633 当 あべ医院 ☎32-2616 |
| 25 | 月 | |
| 26 | 火 | |
| 27 | 水 | 粗大ごみ収集／豊岡前公民館（9：30～11：00） |
| 28 | 木 | |
| 29 | 金 | |
| 30 | 土 | |

ごみ収集日程表

| 可 燃 物 | |
|-------|------------------|
| 月 | 延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒 |
| 火 | 松丸・吉野・蕨生・奥野川 |
| 水 | |
| 木 | 延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒 |
| 金 | 松丸・吉野・蕨生・奥野川 |

※吉野葛川地区…毎週火曜日

| 不 燃 物 | 資 源 |
|-------|------------------|
| 月 | 松丸・吉野・蕨生・奥野川 |
| 火 | |
| 水 | |
| 木 | |
| 金 | 延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒 |

※上 家 地…第1・第3金曜日
吉野葛川地区…第2・第4月曜日

| PETボトル | びん・かん |
|--------|-------|
| 月 | |
| 火 | |
| 水 | 町内全域 |
| 木 | |
| 金 | |

※上 家 地…第2・第4水曜日
吉野葛川地区…第1・第3水曜日

| 古 紙 類 | |
|-------|------------------|
| 月 | |
| 火 | 延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒 |
| 水 | |
| 木 | 松丸・吉野・蕨生・奥野川 |
| 金 | |

※上 家 地…第2火曜日
吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！
分ければ資源！**
**ゴミの減量化に
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。